

【（介護予防）小規模多機能型居宅介護】加算（減算）届 必要書類一覧表

次の内容の基本報酬又は加算・減算を算定しようとする場合は、加算開始月の前月15日まで（必着）に届出が必要です。

内容	届出書類		備考
	届出用紙	添付書類	
短期利用居宅介護費	・加算届 (別紙3-2) ・状況一 覧表 (別紙1-3)	・勤務形態一覧表※ ・運営規程	※資格欄に必要な研修名を記載し、修了証書の写しを添付
職員の欠員による減算・減算の解消		・勤務形態一覧表※	※人員欠如が生じた月（解消した場合は解消した月）のものを提出してください。
高齢者虐待防止措置未実施減算・減算の解消			
業務継続計画未策定減算・減算の解消			
特別地域加算			
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）			
認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ）		・認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書（別紙44）	
若年性認知症利用者受入加算			
看護職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)		・勤務形態一覧表※ ・看護職員の資格証の写し	※看護職員のみ記載
看取り連携体制加算 ※介護予防は不可		・看取り連携体制加算に係る届出書（別紙13）	
訪問体制強化加算		・訪問体制強化加算に係る届出書（別紙45） ・勤務形態一覧表	※訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者のみを記載
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)		・総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙42）	
科学的介護推進体制加算			※別紙1-3のLIFEを「あり」にする
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)		・生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28）	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-5）		
上記加算の取下げ※		※看護職員配置加算(Ⅰ)の取下げの場合、看取り連携体制加算も取下げが必要。	
サテライト型への移行等による施設区分の変更		※併せて運営規程の変更届の提出が必要です。	
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算			